

規約

第1章 総則

第1条 名称

- (1) 本タスクフォースは、「オープンクラウド実証実験タスクフォース」（以下「本タスクフォース」という。）と称する。
- (2) 英文名称は、「Open Cloud Demonstration Experiments Taskforce」（略称：OCDET）と称する。

第2条 目的

- (1) 本タスクフォースはオープンソースベースの各クラウド基盤技術の実証実験を通じて接続連携、運用ノウハウを周知し、クラウド基盤の一般化と利活用の促進を図り、構築運用ベストプラクティス等を業界全体で共有し、クラウド基盤の整備を行うと同時に質の高いクラウドサービス構築を支援し、IT 業界の活性化に貢献する事を目的とする。

第3条 事業

本タスクフォースは、前条の目的を達するためオープンソースベースのクラウド基盤技術に関する次の事業を行う。

- (1) 各クラウド基盤の実証実験の実施、および実証実験の相互支援と推進。
- (2) 各クラウド基盤の技術情報、連携相互接続運用ノウハウの収集と情報交換。
- (3) 関係機関、組織、団体との連携。
- (4) 技術情報の整備と公開による業界全体での共有。
- (5) 前項目に列挙される事業の他、第2条の目的を達成するために必要な事業。

第2章 参加員及び役員

第4条 参加員

本タスクフォースの参加員は、第2条の目的に賛同し、第3条の事業遂行に協力する意思を有する法人、団体及び個人とする。

第5条 参加、脱退及び除籍

- (1) 本タスクフォースへ参加しようとする者は、本タスクフォース事務局所定の書面をもって本タスクフォース事務局に申し込み、運営委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 本タスクフォースを脱退しようとする者は、本タスクフォース事務局所定の書面をもってその旨を届け出なければならない。
- (3) 本規約に違反した場合、又は活動趣旨に反し、参加員にふさわしくない行為があった場合は、運営委員会の議決により当該参加員を除籍することができる。ただし、当該参加員に弁明の機会を与えなければならない。

第6条 役員

- (1) 本タスクフォースに役員として座長1名、副座長1名を置く。
- (2) 座長は本タスクフォースを代表し、タスクフォース運営を総理する。
- (3) 副座長は座長を補佐し、座長に事故もしくは職務遂行が困難であるとき、その職務を代行する。
- (4) 役員を再選する場合には運営委員会において会員の中から選任する。

- (5) 役員の任期は本タスクフォース実証実験終了までとする。

第3章 運営委員会および研究会

第7条 運営委員会

- (1) 運営委員会は座長、副座長及び運営委員をもって構成する。
- (2) 運営委員会は定期的に座長、副座長及び運営委員のいずれかが必要と認めた時に開催する。
- (3) 運営委員会は必要に応じて、書面、電子メール、テレフォンもしくはテレビ会議等による開催をすることができる。
- (4) 運営委員会は座長、副座長及び運営委員総員の3分の1以上の出席をもって成立する。
- (5) 運営委員会に出席できない座長、副座長及び運営委員は、運営委員会に参加する他の参加者にその権限を委任することができる。この場合、委任者は運営委員会に出席したものとみなす。
- (6) 運営委員会は座長が主宰し議長を務める。
- (7) 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決するものとする。ただし可否同数の時は議長の決するところによる。
- (8) 運営委員会は本タスクフォースの設立、解散を議決するほか、次の事項を議決する。
 - ・活動方針
 - ・本規約の改正
 - ・本タスクフォースの運営に関して重要な事項の決定

第8条 研究会、ワーキンググループ等

本タスクフォースの運営上必要があるときは運営委員会の議決により研究会、もしくはワーキンググループを置くことができる。

第9条 事務局

- (1) 本タスクフォースに事務局を置く。
- (2) 事務局は一般社団法人クラウド利用促進機構内に置く。

第4章 雑則

第10条 予算

本タスクフォースは第3条に定める事業の実施に当たり、特別な予算の処置を必要とする事業を実施しようとする場合には、運営委員会に図り、運営委員会の議決に従わなければならない。

第11条 その他

この規約に定めるものの他、本タスクフォースの運営上必要な事項は、座長が別途定めるものとする。

附則

この規約は設立の日(2012年2月3日)から施行する。

以上 (以下余白)